

奈良県二級建築士等名簿閲覧規則

(目的)

第1条 この奈良県二級建築士等名簿閲覧規則（以下「閲覧規則」という。）は、一般社団法人奈良県建築士会（以下「本会」という。）が建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第10条の20の規定に定める都道府県指定登録機関として行う二級建築士等登録事務のうち、法第10条の21第1項の規定により適用される法第6条第2項の規定に基づく二級建築士名簿及び木造建築士名簿（以下「名簿」という。）を一般の閲覧に供する事務（以下「閲覧事務」という。）に関する事項について、建築士法施行細則（昭和26年奈良県規則第1号。以下「細則」という。）第33条の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(名簿閲覧所の設置)

第2条 名簿の閲覧所は、本会（所在地：奈良県奈良市大宮町2丁目5番7号）に設置する。

(閲覧日及び時間)

第3条 名簿の閲覧事務を行う日は、次に掲げる日以外の日とする。

- ① 日曜日及び土曜日
- ② 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ③ 12月29日から翌年の1月3日までの日（前各号に掲げる日を除く。）
- ④ その他、本会が特に定めた日（あらかじめ、その旨を掲示等により周知する。）

2 閲覧時間は、午前9時から午後4時30分まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(閲覧事項)

第4条 閲覧事項は、細則第3条の規定に掲げる以下の登録事項を対象とするものとする。

氏名、登録番号、登録年月日、二級・木造建築士試験合格年月・合格番号、処分履歴、法定講習修了年月日・修了番号

(閲覧申請)

第5条 本会は、名簿の閲覧を希望する者からその旨の申し出あった場合には、本会が別に定める閲覧申請書に所定の事項を記入させ、これを受け付けるものとする。

(閲覧方法及び登録内容証明の発行)

第6条 閲覧方法は以下のとおりとする。

- (1) 閲覧所に備える閲覧用の名簿について、閲覧事項を書面又は出力装置の映像面に表示させる方法。

(2) 建築士名簿・建築士事務所登録簿閲覧システムによる方法。

2 本会は、閲覧に供された登録事項を謄写した書面の交付を希望する者がいる場合は、手数料を徴収し、登録内容証明を発行することができるものとする。

(手数料)

第7条 前条第2項の登録内容証明の交付を希望する者は、手数料を本会が指定する金融機関への振込み又は現金により、本会に納入するものとする。

2 前項の振込みに要する費用は、交付を希望する者の負担とする。

3 手数料は、奈良県建設業者許可等証明手数料条例で定める額とする。

4 本会に収納された手数料は原則として返還しない。ただし、本会の責めに帰す事由により交付ができなかった場合は、交付を希望する者に返還するものとする。

(名簿の持ち出し禁止)

第8条 閲覧者は、名簿及びこれに関する書面等（ただし、第6条第2項により自ら発行を受けた書面を除く。）を閲覧所以外に持ち出してはならず、複写機による転写又はカメラ等による撮影をしてはならない。

(閲覧の停止及び禁止)

第9条 本会は、名簿を閲覧し、又は閲覧しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、閲覧を停止し、又は禁止することができる。

① 他の閲覧者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められるとき

② この閲覧規則に違反し、又は係員の指示に従わないとき

③ 名簿及びこれに関する書面等を汚損し、若しくは破損し、又はこれらのおそれがあると認められるとき

(適用範囲)

第10条

閲覧規則第2条、第3条、第5条及び第7条から前条までの規定は、閲覧所における一般の閲覧に供する場合に限り適用する。

(その他)

第11条 その他、閲覧の実施に関し必要な事項は、本会会長が定めることができる。

附 則

この規則は令和6年4月1日から施行する。

この規則は令和7年4月1日から施行する。